

田辺市災害時生活用水協力井戸の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等の災害時における応急給水対策の一環として、被災者への洗濯やトイレ等に使用するための飲料水以外の水（以下「生活用水」という。）を確保するため、市内に現存する井戸を災害時生活用水協力井戸として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(災害時生活用水協力井戸の登録)

第2条 市内に井戸を所有かつ使用している者のうち、災害時生活用水協力井戸の登録を申し出る者は、災害時生活用水協力井戸登録申出書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1号様式の提出があったときは、次に定める要件により、登録の可否を決定するものとする。

- (1) 市内にある個人（事業所を含む。）所有の井戸であること。
- (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- (3) 屋外等で使用しやすい場所にあること。
- (4) 外部からゴミや土砂、汚水等の浸入を防ぐ井戸枠、井戸蓋等があること。
- (5) 井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。
- (6) 井戸水の色、濁り、臭い等、生活用水としての用途に不適當な水質でないこと。
- (7) 周辺地区の自主防災組織等への情報提供、市の広報紙やホームページ等に情報を掲載することに同意できるものであること。
- (8) 本制度の趣旨を理解し、賛同した所有者のものであること。
- (9) その他登録に不適當な理由がないこと。

3 市長は、前条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による登録に別途条件を付すことができる。

4 市長は、登録を受けた災害時生活用水協力井戸（以下「登録井戸」という。）の所有者に対し、災害時生活用水協力井戸登録書（別記様式第2号）及び災害時生活用水協力井戸登録標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。なお要件を満たさなかった井戸の所有者に対しては、必要に応じて説明を行うものとする。

(災害時生活用水協力井戸の維持管理)

第3条 第2条の規定により登録された災害時生活用水協力井戸の所有者等は、災害時生活用水協力井戸としての適正な管理に努めるものとする。

2 前項の災害時生活用水協力井戸の所有者等は、登録した井戸に市が配布する標識を設置するものとする。

(井戸水提供の協力)

第4条 登録井戸の所有者は、災害時に協力できる範囲内において飲料水以外の生活用として井戸水を提供するものとする。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

- 2 年度途中において、新たに第2条の規定により防災対策用として登録された井戸については、登録日から同日が属する年度の末日までとする。
- 3 前2項に定める期間の満了までに市、所有者等のいずれからも異議の申出のない場合には、この登録は、同一条件をもって更に1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の解除等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録期間中であっても災害時生活用水協力井戸の登録の解除（以下「登録の解除」という。）を行うことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 災害時生活用水協力井戸の登録の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。
- 2 市長は、登録の解除を行うときは、災害時生活用水協力井戸の登録解除通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
 - 3 所有者等は、井戸の廃止等に伴い登録の解除を申し出ることができる。
 - 4 前項の登録の解除の申出は、災害時生活用水協力井戸の登録解除願（別記様式第4号）によるものとする。
 - 5 所有者等は、登録の解除があったときは、市から配布された標識を返還しなければならない。
 - 6 所有者等は故障等のため災害時生活用水協力井戸が長期使用不能となるときは、市長に連絡するものとする。

(実地調査)

第7条 市長は、必要な場合は、所有者等に当該井戸の実地調査を協力依頼することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(別記様式第1号)

災害時生活用水協力井戸登録申出書

年 月 日

田辺市長 宛て

住所

氏名

(事業所名)

電話番号

私は、災害時生活用水協力井戸の登録について次のとおり申し出ます。

井戸の所在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
井戸の汲み上げ方法	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ等電気を必要とする <input type="checkbox"/> 手動ポンプ等電気を必要としない <input type="checkbox"/> その他 ()
情報公開 (自主防災組織への周知、 田辺市広報・ホームページ 等での情報公開)	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
備 考	

(別記様式第2号)

登録番号

災害時生活用水協力井戸登録書

年 月 日

様

田辺市長

印

田辺市災害時生活用水協力井戸の登録に関する要綱第2条に基づき、次のとおり災害時生活用水協力井戸として登録します。

井戸の所在地	
井戸の汲み上げ方法	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ等電気を必要とする <input type="checkbox"/> 手動ポンプ等電気を必要としない <input type="checkbox"/> その他 ()
情報公開 (自主防災組織への周知、 田辺市広報・ホームページ 等での情報公開)	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
備 考	

(別記様式第3号)

平成 年 月 日

様

田辺市長 真砂 充敏

災害時生活用水協力井戸の登録解除通知書

先に登録した貴殿所有（管理）に係る井戸は、下記の理由により、田辺市災害時生活用水協力井戸の登録を解除します。

記

- 理由
・登録解除願があったため
・その他（ ）
- 解除年月日 平成 年 月 日
- 登録番号

(別記様式第4号)

平成 年 月 日

田辺市長 宛て

住 所

氏 名

(事業所名)

電話番号

災害時生活用水協力井戸の登録解除願

田辺市と災害時生活用水協力井戸として締結した登録番号 〇〇〇〇〇〇の井戸が

1. 使用不能（枯水）となったため
2. 田辺市災害時生活用水協力井戸の登録に関する要綱に定める登録の要件に適合しなくなったため
3. その他（ ）

登録を解除願いたく申請します。